

## 資料編

---



# 1 こども基本法

(令和4年6月22日法律第77号)  
最終改正：令和6年6月26日法律第68号

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第八条）
- 第二章 基本的施策（第九条—第十六条）
- 第三章 こども政策推進会議（第十七条—第二十条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

#### （基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- 二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

## 第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(子ども施策に対する子ども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

第十二条 国は、子ども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

第十三条 国は、子ども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、子ども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域において子どもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、子ども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行う子どもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行う子どもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(子ども施策の充実及び財政上の措置等)

第十六条 政府は、子ども大綱の定めるところにより、子ども施策の幅広い展開その他の子ども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第三章 子ども政策推進会議

(設置及び所掌事務等)

第十七条 子ども家庭庁に、特別の機関として、子ども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 子ども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子ども施策に関する重要事項について審議し、及び子ども施策の実施を推進すること。

三 子ども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

- 3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

- 二 会長及び前号に掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

- 一 附則第十条の規定 こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）

- 二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和六年六月二六日法律第六八号抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和六年九月政令二九〇号により、令和六・九・二五から施行)

## 2 武蔵村山市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 2 日  
武蔵村山市条例第 28 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、武蔵村山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、市長に意見を述べるものとする。

(1) 法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。

(2) 法第 43 条第 2 項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。

(3) 法第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関すること。

2 前項に規定するもののほか、子ども・子育て会議は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援（以下単に「子ども・子育て支援」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、市長に意見を述べるができる。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員 12 人で組織する。

(1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 2 人

(2) 子ども・子育て支援に関する事業の従事者 3 人

(3) 教育関係者 1 人

(4) 関係行政機関の職員 1 人

(5) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者 3 人

(6) 公募による市民 2 人

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども家庭部子ども政策課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。  
(武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 34 年村山町条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成 26 年 3 月 4 日条例第 7 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 3 日条例第 8 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 5 日条例第 1 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 6 日条例第 1 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 2 月 29 日条例第 5 号)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。

### 3 武蔵村山市子ども・子育て会議委員名簿

氏名	区分	所属等
◎木村 容子	学識経験者	日本社会事業大学教授
○荒井 一浩	学識経験者	行政職経験者
若山 剛	事業従事者	法人立保育園長会代表者
高山 晃一	事業従事者	私立幼稚園長会代表者
夏井 麻貴	事業従事者	認証保育所代表者
押本 純樹	教育関係者	公立小学校長会代表者
波田 桃子	関係行政機関	小平児童相談所代表者
高橋 栞里	子どもの保護者	法人立保育園保護者代表者
細谷 理恵	子どもの保護者	私立幼稚園保護者代表者
杉原 桂	子どもの保護者	学童クラブ保護者代表者
亀田 真奈	公募市民	市民代表
田中 裕也	公募市民	市民代表
小川 育男	臨時委員	民生委員・児童委員協議会代表者
原田 妙子	臨時委員	特定非営利活動法人 子育て未来ネットこどもと代表者
前田 薫	臨時委員	青少年対策地区連絡会代表者

◎:会長 ○:副会長

## 4 諮問書

武発第578号

武蔵村山市子ども・子育て会議

武蔵村山市子ども・子育て会議条例第2条に基づき、「武蔵村山市子ども計画（令和7年度～令和11年度）」について、諮問します。

令和6年6月27日

武蔵村山市長 山崎 泰大

## 5 答申書

令和6年12月26日

武蔵村山市長 山崎 泰大 様

武蔵村山市子ども・子育て会議  
会 長 木 村 容 子

武蔵村山市子ども計画について（答申）

令和6年6月27日付武発第578号で諮問のあった武蔵村山市子ども計画（以下「子ども計画」という。）について、当審議会において審議し、結果を取りまとめたので、下記のとおり答申いたします。

### 記

当会議は、武蔵村山市長からの諮問に基づき、子ども計画について、慎重に審議を重ねてきました。

審議に当たっては、令和5年12月及び令和6年2月に実施された武蔵村山市子育て支援に関するニーズ調査等の結果を参考としながら、本市の子ども・若者と子育て家庭を取り巻く環境変化に対応しているか、武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画や武蔵村山市子どもの未来応援プランの取組を踏まえて本市が抱える課題の解決に向け、本市にふさわしい取組が計画されているか、専門的な見地及び市民としての視点で検討を進めてきました。

その結果、子ども計画の基本理念とする「家族ぐるみ 地域ぐるみで子どもと若者の未来を応援する～誰もが自分らしくかがやくまち～」の実現に向けて必要な施策・事業等が網羅されていることから、おおむね妥当であると認めました。

市においては、別紙の当会議からの意見を十分尊重し、より良い計画を策定されることを要望します。

## 子ども計画に対する武蔵村山市子ども・子育て会議の意見

## 1 総論的事項

子ども計画に登載する施策・事業については、武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画及び武蔵村山市子どもの未来応援プランの評価並びに武蔵村山市子育て支援に関するニーズ調査等の結果を踏まえ、子どもと若者や子育て家庭を取り巻く現状と課題及び今後の方向性を整理した上で、子ども・若者や子育て当事者等の視点を尊重していただきたい。

また、計画については、子ども・若者の意見も聴きながら着実に実行するとともに、各年度の実施状況を点検・評価し、必要に応じて見直しを行うことが重要である。市の全ての子ども・若者と子育て家庭へ支援が行き届くよう、推進していただきたい。

## 2 個別的事項

## (1) 基本理念

本計画は、子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策に関する計画、子ども・若者育成支援を包含する計画であると同時に、少子化対策も視野に入れた総合的な計画である。少子化対策は、子育て支援策と密接に関係しており、施策として重なりあう部分も多い。若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てができる社会の実現を図るという「こども未来戦略」の趣旨を踏まえ、本計画に掲げる施策に取り組んでいただきたい。

## (2) 基本目標 1 子ども・若者と子育て家庭への支援

- ・ 保育所、幼稚園など地域の身近な場において、親子が相互に交流し、子育ての悩みなどを相談できる環境を充実させることが重要である。
- ・ ファミリー・サポート・センター事業は、育児の支援を行うサポート会員と支援を受けるファミリー会員が、地域で相互に援助を行う事業であり、特にサポート会員となっただけの方を確保することが重要である。
- ・ 一時預かり事業は、保護者の就労や疾病等の理由だけでなく、育児に伴う心理的、身体的な負担を解消する等の理由で利用することも可能であり、保護者の育児疲れの解消のためにも同事業を利用しやすくすることが必要である。

(3) 基本目標 2 健康の確保と増進

- ・ 子ども家庭センターにおいて児童福祉と母子保健の機能を一体的に運営することにより、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期まで切れ目のない継続的な支援を引き続き実施していただきたい。

(4) 基本目標 3 教育環境の整備

- ・ 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。幼児教育及び小学校教育の充実を図るため、幼稚園、保育所、小学校が一層連携し、幼児教育と小学校教育が円滑に接続するよう取り組んでいただきたい。

(5) 基本目標 4 子ども・若者を支援する安全・安心な生活環境の整備

- ・ 子どもの安全のため、特に保育所や幼稚園等の周辺の交通安全対策について一層の推進を図っていただきたい。
- ・ 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行う重要な事業である。引き続き放課後における安全な居場所を確保するよう努めていただきたい。

(6) 基本目標 5 配慮が必要な子ども・若者と子育て家庭への支援

- ・ 医療的ケア児については、支援のための協議の場を早期に設け、関係機関等の一層の連携を図る必要がある。
- ・ 保育所等巡回指導・相談事業は、臨床心理士などの相談員が保育所や幼稚園を巡回して、子どもの様子を観察し、職員等の相談に応じる事業である。非常にニーズが高い事業なので今後も引き続き実施していただきたい。
- ・ ヤングケアラーへの支援は、喫緊の課題であるため可能な限り早期に取り組んでいただきたい。

## 6 武蔵村山市子ども・子育て会議開催経過

日時・場所	会議の開催経過
日時: 令和5年10月25日(水) 午後7時から 場所: 中部地区会館 402 学習室 AB	令和5年度 第1回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 会長及び副会長の選任について 議題 2 「武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画」ニーズ調査等の実施概要及び調査票(案)について 議題 3 その他
日時: 令和5年12月26日(火) 午後7時から 場所: さくらホール(市民会館) 展示室	第2回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 生活実態調査(16~17歳、保護者)票(案)について 議題 2 子ども・若者を取り巻く状況調査票(案)について 議題 3 その他
日時: 令和6年3月25日(月) 午後7時から 場所: 中部地区会館 403 集会室	第3回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 子育て支援に関するニーズ調査、生活実態調査(小学5年生、中学2年生、保護者)、ひとり親家庭ニーズ調査の集計結果(案)について 議題 2 生活実態調査(16~17歳、保護者)、子ども・若者を取り巻く状況調査の集計結果(速報)について 議題 3 令和4年度武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画施策の進捗状況の点検・評価について 議題 4 その他
日時: 令和6年6月27日(木) 午後7時から 場所: 中部地区会館 403 集会室	令和6年度 第1回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 令和5年度武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画の施策進捗状況について 議題 2 計画骨子案について 議題 3 計画素案について 議題 4 その他
日時: 令和6年7月22日(月) 午後7時から 場所: 中部地区会館 402 学習室 AB	第2回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 計画素案について 議題 2 その他
日時: 令和6年9月30日(月) 午後7時から 場所: 市役所 301 会議室	第3回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 計画素案について 議題 2 その他
日時: 令和6年10月31日(木) 午後7時から 場所: 市役所 301 会議室	第4回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 計画素案について 議題 2 その他
日時: 令和6年12月19日(木) 書面開催	第5回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 武蔵村山市子ども計画に対する答申(案)について 議題 2 計画原案について 議題 3 その他

## 7 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会設置要綱

平成 25 年 10 月 18 日  
武蔵村山市訓令（乙）第 141 号

（設置）

第 1 条 本市における子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関し、具体的な作業を総合的かつ円滑に進めるため、武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 法第 43 条第 2 項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 法第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。
- (5) その他子ども・子育て支援に関し必要な事項に関する事。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 17 人で組織する。

2 委員は、健康福祉部長、子ども家庭部長、企画財政部企画政策課長、総務部防災安全課長、協働推進部協働推進課長、同部産業観光課長、健康福祉部福祉総務課長、同部障害福祉課長、同部生活福祉課長、同部健康推進課長、子ども家庭部子ども育成課長、同部子ども育成課児童担当課長、同部子ども子育て支援課長、教育部教育総務課長、同部教育指導課長、同部文化振興課長及び同部スポーツ振興課長の職にある者をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長は子ども家庭部長の職にある委員を、副委員長は健康福祉部長の職にある委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（部会の設置）

第 6 条 子ども・子育て支援に関する計画の策定に関し必要な調査及び研究をさせるため、委員会に部会を置く。

（部会の組織）

第 7 条 部会は、部会員 15 人以内で組織する。

2 部会員は、企画財政部企画政策課、総務部防災安全課、協働推進部協働推進課、同部産業観光課、健康福祉部福祉総務課、同部障害福祉課、同部生活福祉課、同部健康推進課、子ども家庭部子ども育成課、同部子ども子育て支援課、教育部教育総務課、同部教育指導課、同部文化振興課及び同部スポーツ振興課に所属する係長の職にある者のうちから当該課の長が指名する者をもって充てる。

（庶務）

第 8 条 委員会及び部会の庶務は、子ども家庭部子ども政策課において処理する。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月29日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月9日から施行する。

## 8 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会委員名簿

氏名	職名	備考
◎増田 宗之	子ども家庭部長	
○小延 明子	健康福祉部長	
平崎 智章	企画財政部企画政策課長	
鈴木 哲人	総務部防災安全課長	
田村 一晴	協働推進部協働推進課長	令和6年4月1日～
湊 祥子	協働推進部協働推進課長	～令和6年3月31日
前原 光智	協働推進部産業観光課長	令和6年4月1日～
中村 顕治	協働推進部産業観光課長	～令和6年3月31日
小野 暢路	健康福祉部福祉総務課長	
中村 顕治	健康福祉部障害福祉課長	令和6年4月1日～
栗原 秀和	健康福祉部障害福祉課長	～令和6年3月31日
西原 陽	健康福祉部生活福祉課長	令和6年4月1日～
阿部 淳一	健康福祉部生活福祉課長	～令和6年3月31日
持田 文吾	健康福祉部健康推進課長	
里見 和行	子ども家庭部子ども育成課長	令和6年4月1日～
	子ども家庭部子ども青少年課長	～令和6年3月31日
池谷 正太郎	子ども家庭部子ども育成課児童担当課長	令和6年4月1日～
児玉 眞一	子ども家庭部子ども青少年課児童担当課長	～令和6年3月31日
高橋 一磨	子ども家庭部子ども子育て支援課長	
東口 孝正	教育部学校教育担当部長 (教育部教育指導課長事務取扱)	
佐藤 哲郎	教育部教育総務課長	
廣末 聡	教育部文化振興課長	令和6年4月1日～
西原 陽	教育部文化振興課長	～令和6年3月31日
鳥海 純子	教育部スポーツ振興課長	

◎:委員長 ○:副委員長

## 9 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会開催経過

日時・場所	会議の開催経過
日時: 令和5年10月11日(水) 午前10時から 場所: 中部地区会館402学習室AB	令和5年度 第1回 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会 議題 1 「武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画」ニーズ調査等の実施概要及び調査票(案)について 議題 2 その他
日時: 令和5年12月20日(水) 書面開催	第2回 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会 議題 1 生活実態調査(16~17歳、保護者)票(案)について 議題 2 子ども・若者を取り巻く状況調査票(案)について
日時: 令和6年3月26日(火) 書面開催	第3回 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会 議題 1 子育て支援に関するニーズ調査、生活実態調査(小学5年生、中学2年生、保護者)、ひとり親家庭ニーズ調査の集計結果(案)について 議題 2 生活実態調査(16~17歳、保護者)、子ども・若者を取り巻く状況調査の集計結果(案)について
日時: 令和6年6月3日(月) 午後2時から 場所: 中部地区会館401大集会室	令和6年度 第1回 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会 議題 1 武蔵村山市子ども計画策定方針等について 議題 2 計画骨子案について 議題 3 計画素案について 議題 4 その他
日時: 令和6年7月4日(木) 午前10時から 場所: 中部地区会館403集会室	第2回 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会 議題 1 計画素案について 議題 2 その他
日時: 令和6年8月30日(金) 書面開催	第3回 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会 議題 1 計画素案について 議題 2 その他
日時: 令和6年10月28日(月) 午前9時30分から 場所: 中部地区会館401大集会室	第4回 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会 議題 1 計画素案について 議題 2 その他
日時: 令和6年12月19日(木) 書面開催	第5回 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会 議題 1 計画原案について 議題 2 その他

## 10 計画策定に向けた市民参加

### (1) 子育て支援に関するニーズ調査

- 調査期間 令和5年12月1日から12月22日まで
- 調査方法 郵送配付・郵送回収及びインターネット回答
- 調査対象

調査の種類	調査対象者
就学前児童の保護者	市内在住の小学校就学前の子どもの保護者を無作為抽出
小学生の保護者	市内在住の小学生の子どもの保護者を無作為抽出

- 回収結果

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	1,000 通	329 通 (うちWEB 109 通)	32.9%
小学生の保護者	1,000 通	359 通 (うちWEB 114 通)	35.9%
合計	2,000 通	688 通 (うちWEB 223 通)	34.4%

### (2) ひとり親家庭ニーズ調査

- 調査期間 令和5年12月1日から12月22日まで
- 調査方法 郵送配付・郵送回収及びインターネット回答
- 調査対象 令和5年11月時点でひとり親家庭の方
- 回収結果

配布数	有効回答数	有効回答率
859 通	265 通 (うちWEB 60 通)	30.8%

(3) 生活実態調査

- 調査期間 小学5年生・中学2年生とその保護者  
令和5年12月1日から12月22日まで  
16～17歳とその保護者  
令和6年2月1日から2月19日まで
- 調査方法 郵送配付・郵送回収及びインターネット回答
- 調査対象

調査の種類	調査対象者
小学5年生	市立学校に在籍されている小学5年生全員
中学2年生	市立学校に在籍されている中学2年生全員
小学生保護者	市立学校に在籍されている小学5年生の保護者全員
中学生保護者	市立学校に在籍されている中学2年生の保護者全員
16～17歳本人	16～17歳全員
16～17歳の保護者	16～17歳の保護者全員

回収結果

① 小学5年生・中学2年生とその保護者

	配布数	有効回答数	有効回答率
小学5年生全員	668通	198通 (うちWEB 34通)	29.6%
中学2年生全員	734通	193通 (うちWEB 45通)	26.3%
小学生保護者全員	668通	217通 (うちWEB 55通)	32.5%
中学生保護者全員	734通	222通 (うちWEB 76通)	30.2%
合計	2,804通	830通 (うちWEB 210通)	29.6%

② 16～17歳とその保護者

	配布数	有効回答数	有効回答率
16～17歳本人全員	748通	138通 (うちWEB 8通)	18.4%
16～17歳の保護者全員	748通	146通 (うちWEB 14通)	19.5%
合計	1,496通	284通 (うちWEB 22通)	19.0%

(4) 子ども・若者を取り巻く状況調査

- ・ 調査期間 令和6年2月1日から2月19日まで
- ・ 調査方法 郵送配付・郵送回収及びインターネット回答
- ・ 調査対象 本市にお住まいの18歳から39歳までの方（無作為抽出）
- ・ 回収結果

配布数	有効回答数	有効回答率
1,000通	166通 (うちWEB 46通)	16.6%

(5) 高校生ワークショップ

- ・ 対象及び実施機関 都立上水高等学校 令和6年1月18日（木）、1月22日（月）  
都立武蔵村山高等学校 令和6年1月19日（金）、1月23日（火）、  
3月19日（火）  
私立拓殖大学第一高等学校 令和6年1月29日（月）
- ・ 参加者数

高校1年生	高校2年生	合計
30名	34名	64名

(6) パブリックコメント（意見公募）

武蔵村山市子ども計画（素案）について

- ・ 意見募集期間 令和6年11月18日（月）から12月18日（水）まで
- ・ 意見の件数 15件

## 11 用語解説

### あ行

#### 育児休業制度

労働者が、その養育する1歳に満たない子について、その事業主に申し出ることにより育児休業をすることができる制度のこと。

育児休業は原則として子が1歳に達する日（父母がともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達する日（パパ・ママ育休プラス））までだが、育児・介護休業法に基づき、保育所等に入所できない場合に限り、子が1歳6か月まで（再延長で2歳まで）延長することができる。

#### 医療的ケア児

生活する中で、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする子どものこと。

### か行

#### 子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行う。本市では「ハグはぐ・むらやま」が該当する。

#### 子ども家庭支援センター

子どもと子育て家庭の支援に関する総合相談、在宅サービスの提供などを行う子ども家庭総合支援拠点のこと。

#### 子ども家庭センター

子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持し、全ての妊産婦、子育て支援、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関のこと。

#### こども基本法

子どもに関する施策を社会全体で総合的に推進するための包括的な基本法のこと。令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された。

#### 子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条第1項に規定する、市町村が条例で設置する「審議会その他の合議制の機関」のこと。

## 子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度のこと。

## 子ども・子育て支援法に基づく基本指針

正式には「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」という。子ども・子育て支援法第 60 条に基づき、子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定めたもの

## こども大綱

こども基本法に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定めたもの

## さ行

### 施設型給付

子ども・子育て支援新制度における保育所・幼稚園・認定こども園に対する財政措置。都道府県が認可し市町村が確認した施設に対して、国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額を給付する。

### 施設等利用給付

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や預かり保育事業、認可外保育施設等のうち、都道府県が認可し市町村が確認した施設等を利用する子どもの保護者に対する給付制度。令和元年 10 月から開始された幼児教育・保育無償化に係る施設等利用費を支給する。

### 小規模保育事業

地域型保育事業の 1 つ。主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、少人数（定員 6 人～19 人）を対象として行う保育のこと。

## た行

### 地域型保育事業

少人数の単位で、主に3歳未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の4つがある。

### 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流促進や育児相談、園庭開放、情報提供等を実施する事業のこと。

### 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条に基づき、市町村が地域の実情に応じ市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業のこと。

### 特定教育・保育施設

区市町村長が、施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設（認定子ども園・幼稚園・保育所）」のこと。

## な行

### 認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事又は市町村に認可された施設のこと。保護者が仕事や病気などの理由で、小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する。

### 認証保育所

東京都独自の認証基準を満たし、東京都が認証した認可外保育施設のこと。

### 認定子ども園

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事から認定を受けている、教育・保育を一体的に行う施設。幼稚園と保育所の機能や特性を併せ持っている。

### 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より開始された。幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳児クラスから5歳児クラスまでの子ども、住民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもの利用料が無料になる。幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育も同様に無償化の対象とされる。



武蔵村山市子ども計画

(令和7年度～令和11年度)

発行年月／令和7年3月

発行／武蔵村山市

編集／武蔵村山市子ども家庭部子ども政策課

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

TEL 042 (565) 1111 (代表)

本書は再生紙を使用しています。



武蔵村山市